法律公布奏上及び通知

八月二十六日次の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律
平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法
電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法
電気事業法及びガス事業法の一部を改正する法律
平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法
石綿による健康被害の救済に関する法律の一部を改正する法律
平成二十三年度における公債の発行の特例に関する法律

人事異動

内閣

（内閣府大臣官房少子化・青少年対策審議官）内閣府事務官　伊奈川秀和
内閣事務官（内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付））に併任する
（同）同　岡田　太造
内閣事務官（内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付））の併任を解除する
（外務省大臣官房）外務事務官　橋場　健
内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣情報調査室））に併任する
（同）同　前田　未央
内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣総務官室））に併任する
内閣官房国家戦略室室員を命ずる
（厚生労働省参事官（併））政策統括官付社会保障担当参事官
内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））に併任する
内閣官房社会保障担当室参事官を命ずる
（外務省大臣官房）外務事務官　大隅　洋
内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣情報調査室））の併任を解除する
（厚生労働省参事官（併））政策統括官付社会保障担当参事官　伊奈川秀和
内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））の併任を解除する
（警察庁長官官房付）警視監　種谷　良二
内閣事務官（内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付））に転任させる
内閣官房危機管理審議官を命ずる
内閣官房情報セキュリティセンター副センター長を命ずる
（警察庁警備局付）同　瀧澤　裕昭
内閣事務官（内閣官房内閣審議官（内閣情報調査室））に併任する
（内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付））内閣事務官　髙橋　清孝
警察庁に出向させる
内閣官房危機管理審議官を免ずる
内閣官房情報セキュリティセンター副センター長を免ずる
（警察庁長官官房付）警視長　杉本　孝
内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））に併任する
内閣官房空港・港湾水際危機管理チーム参事官を命ずる
（同）同　大賀　眞一
内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））の併任を解除する
内閣官房空港・港湾水際危機管理チーム参事官を免ずる（以上八月二十四日）

特命全権大使
アフガニスタン及びパキスタン支援に関し、関係国政府等と交渉するための日本政府代表を命ずる
坂場　三男
同
イラク復興支援に関し、関係国政府等と交渉するための日本政府代表を命ずる
山本　忠通
（経済産業省商務情報政策局商務流通グループ国際博覧会交渉官）
荒木由季子
二千十二年麗水国際博覧会に対する陳列区域日本政府委員たる日本政府代表を命ずる（以上八月二十六日）

法務省

検事二級（東京地方検察庁検事）　進藤　勇樹
（最高検察庁検事法務省刑事局長法務省大臣官房長）検事　稲田　伸夫
法務省大臣官房長に充てるコンを解く
（最高検察庁検事法務省大臣官房付）同　黒川　弘務
法務省大臣官房長に充てる（以上八月二十六日）

文部科学省

国立大学法人大阪大学長　鷲田　清一
任期満了退職（八月二十五日）
国立大学法人大阪大学大学院生命機能研究科教授　平野　俊夫
国立大学法人大阪大学長に任命する（八月二十六日）
本間　謙二
国立大学法人北海道教育大学長に任命する（再任）（八月二十七日）

皇室事項

御祝電

天皇陛下は、八月二十七日モルドバ国の独立記念日につき、同月二十六日同国大統領代行閣下へ御祝電を発せられた。

官庁報告

労働

労働保険審査官及び労働保険審査会法第５条の規定に基づく関係労働者を代表する者の候補者の推薦について

今般、鳥取労働局の関係労働者を代表する者福田光明の辞任の申し出に伴い、労働保険審査官及び労働保険審査会法（昭和31年法律第126号）第５条及び同法施行令（昭和31年政令第248号）第２条第２項の規定に基づき、補欠の関係労働者を代表する者を指名したいので、資格ある労働者団体は、下記により関係労働者を代表する者の候補者を推薦されたい。

平成23年8月30日

厚生労働大臣　細川　律夫

記

1　推薦資格　雇用保険の被保険者が加入している労働者団体であって、鳥取労働局の管轄区域内に組織を有するものであること。
2　推薦手続　推薦に当たっては、別紙様式の推薦書の正本及び副本に履歴書２部を添付して提出すること。
3　推薦締切日　平成23年９月13日
4　推薦書及び添付書類の提出場所　鳥取労働局職業安定部職業安定課

様式

平成　年　月　日

厚生労働大臣　殿

団体名及びその代表者名　印

労働保険審査官及び労働保険審査会法第５条の規定に基づく関係労働者を代表する者の候補者として、下記の者を推薦します。

氏名	年齢	所属団体名及び当該所属団体における地位	略歴	備考

（注）1　所属団体名及び当該所属団体における地位の欄には、被推薦者の所属する団体及び当該所属団体における地位（２以上ある場合は、その全部を列挙する。）を記入すること。
2　略歴の欄には、被推薦者の所属し、又は所属していた団体における略歴を記入すること。

国土調査の指定

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第五条第四項の規定に基づく国土調査の指定をしたので、同条第五項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成二十三年八月三十日

国土交通大臣　大畠　章宏

一　国土調査として指定された年月日
平成二十三年八月十八日
二　調査を行う者の名称
静岡県
三　調査地域
静岡県賀茂郡松崎町江奈、桜田及び那賀の一部
四　調査期間
平成二十三年八月十八日から平成二十四年三月十六日まで